

「石川県男女共同参画推進条例」(平成13年10月12日公布・施行)の概要

男女共同参画社会を実現するためには、県民一体となって取り組むことが重要であることから、基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を定めた条例を制定した。

基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 施策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 生殖に関する自らの決定の尊重及び健康への配慮
- ⑥ 国際社会の動向の勘案

責務

県

- ・男女共同参画推進施策の総合的な策定・実施
- ・国、市町、県民、事業者と連携した取組の実施

県民

- ・職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進
- ・県が実施する施策への協力

事業者

- ・男女共同参画に沿った事業活動の推進
- ・職業生活と家庭生活等が両立できる職場環境の整備
- ・県が実施する施策への協力

施策の基本となる事項

- | | |
|---------------|------------------|
| ・男女共同参画計画の策定 | ・男女共同参画苦情処理機関の設置 |
| ・県民及び事業者の理解促進 | ・市町への情報提供等の支援 |
| ・男女共同参画推進員の設置 | ・年次報告の作成、公表 |
| ・調査研究の実施 | ・推進体制の整備 |
| ・事業者からの報告徴収 | ・男女共同参画審議会の設置 |



男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会